

○久喜市水道事業運営審議会条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 87 号

改正 平成 31 年 3 月 25 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、久喜市水道事業運営審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、水道事業の管理運営に関する重要な事項について審議するため、久喜市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 水道使用者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道経営課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。